

## 新潟市湿地プロジェクト補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和55年9月22日条約第28号。以下「ラムサール条約」という。）の決議に基づく湿地自治体認証を受けた新潟市について、湿地の保全・再生、利活用、交流・学習およびこれらの情報発信などの市民活動を支援し、これらの取組みについての世界的なモデル都市となる「国際湿地都市NIIIGATA」を目指すため、申請事業に交付する新潟市湿地プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 湿地

新潟市内に位置する、ラムサール条約第1条第1項で定義する湿地およびその隣接地をいう。

#### (2) 活動団体

法人又は5人以上の者で構成する公益性及び一体性のある組織で規約等により代表者を定めているものをいう。

### (補助対象者)

第3条 この補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、湿地についての活動を行う活動団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の申請をする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

(1) 市税の滞納がある者。

(2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(3) 宗教の教義を広め、儀式行を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者。

(4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者。

(5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者。

(6) 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反している者。

### (補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が新潟市の湿地について行う次の各号のいずれか1つ以上に該当する活動を行い、その成果を広

く情報発信すること。

(1) 湿地の保全・再生

野生生物の生息・生育地としてだけでなく、人間の生活を支える重要な生態系として、湿地を健全な状態に維持し、又は回復させるために行う取組み。

(2) 湿地の利活用

湿地から得られる恵みを、生態系に配慮して持続可能な形で利用する取組み。

(3) 湿地の交流・学習

第1号および第2号の取組みを進めるために行う、交流、能力養成、教育、参加、などの取組み。

2 補助事業者は、前項の情報発信については、補助対象事業が終了した後も実施するよう努めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の遂行に直接関係する経費であって、別表1に定める経費項目に該当するものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

(1) 補助対象者の管理運営に係る経常経費。

(2) 補助対象者又はその構成員等の常用雇用者の人件費。

(3) 販売目的の物品等の購入費又はその原材料費。

(4) 補助対象者及びその構成員の間の取引に係る経費であって、取引の実態や価格の合理性等から総合的に判断して、交付対象とすることが妥当でないと認められるもの。

(5) この補助金の趣旨に照らして交付対象とすることが妥当でないと認められるもの。

2 補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りではない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助対象事業を実施する補助対象者（以下「補助事業者」という。）に、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、50万円を限度とする。ただし、この補助金の交付を初めて受ける補助事業者にあつては、補助対象経費25万円までの部分については1分の1を乗じるものとする。

3 前項により算定した額に、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

4 補助対象事業に収入がある場合は、補助対象事業に要する事業費から当該収入を引いた額又は第2項により算定した額のいずれか低い額を補助金の額とする。

5 補助対象事業について、国、県等の公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける

場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を差し引くものとする。

6 補助対象事業について、この要綱に基づく補助金以外の新潟市の補助金等の交付を受ける場合には、補助金を交付しない。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を申請するときは、交付申請書（別記様式第1号）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、交付決定通知書（別記様式第2号）を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(変更の承認申請)

第9条 補助事業者は、申請内容及び金額の変更をする場合には、変更承認申請書（別記様式第3号）及び添付書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する軽微な変更は除くものとする。

(1) 補助金額の変更で、補助金交付決定額から10パーセントを超えない減額の変更であること。

(2) 第5条に定める補助対象経費における額の変更で、その額が変更前の金額から10パーセントを超えない範囲の変更であること。

2 市長は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、変更承認通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第10条 補助事業者は、事業を中止、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、中止（廃止）承認通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第11条 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、その理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出し指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の完了後、又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後、速やかに実績報告書（別記様式第7号）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 市長は、前条に規定する報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、これを確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合。
- (2) 交付決定された内容以外の用途に使用した場合。
- (3) 交付決定された内容の事業を遂行しなかった場合。
- (4) 交付決定に付された条件に違反した場合。
- (5) 補助期間内に事業の中止又は廃止をした場合。
- (6) 補助事業者が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合。
- (7) その他関係法令、規則及び当該要綱の規定に違反した場合。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は第1項の規定による取消しをした場合は、交付決定取消通知書（別記様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

#### （補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、返還命令書（別記様式第10号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

#### （補助金の経理）

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行い、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならない

#### （調査の協力）

第17条 補助事業者は、市長が事業に関する調査を実施する場合は、事業の実施期間中及びその終了後も協力しなければならない。

#### （その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### （適用期限）

2 この要綱の適用は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 5 条関係)

経費項目
賃金、謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信費、保険料、委託料、 使用料および賃借料、 その他市長が必要と認める経費

年 月 日

新潟市長

（申請者）

団体等住所

〒

団体等名称

（役職）

代表者

連絡先

新潟市湿地プロジェクト補助金交付申請書

新潟市湿地プロジェクト補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称			
2 事業目的・内容	事業計画書記載のとおり		
3 事業実施期間	年	月	日～ 年 月 日
4 総事業費	税抜き		円
5 補助対象経費	税抜き		円
7 補助区分	補助区分	補助率	補助限度額
	<input type="checkbox"/> 初回	1 / 1 (補助対象経費 20 万円以内の部分)	50 万円
		1 / 2 ( " 20 万円を超える部分)	
<input type="checkbox"/> 初回以外	1 / 2	50 万円	
8 交付申請額			円
9 情報の公表方法及び時期			

10 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書（補助対象経費のうち、事業者が発注するもの）
- (4) 申請団体の定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
- (5) 納税証明書（新潟市制度用）
- (6) 申請に関する誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第8条関係）

新 第 号  
年 月 日

（申請者）様

新潟市長 印

新潟市湿地プロジェクト補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、下記のとおり交付を決定したので、新潟市湿地プロジェクト補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助対象額 円

3 交付決定額 円  
（補助率： ）

4 補助対象事業の詳細 交付申請書記載のとおり

5 補助金の交付条件

- （1）申請内容及び金額の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- （2）事業を中止、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （4）補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行い、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- （5）事業の実施期間中及びその終了後も、市が事業に関する調査を実施する場合は、それに協力すること。

年 月 日

新潟市長

(申請者)

団体等住所

〒

団体等名称

代表者

(役職)

連絡先

新潟市湿地プロジェクト補助金変更承認申請書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、新潟市湿地プロジェクト補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

--

2 変更の理由

変更前	変更後

3 添付書類

- (1) 変更内容の分かる事業計画書
- (2) 変更前後の比較ができる収支予算書
- (3) 変更内容の分かる見積書等

別記様式第4号（第9条関係）

新 第 号  
年 月 日

（申請者）様

新潟市長 印

新潟市湿地プロジェクト補助金変更承認通知書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定をした新潟市  
湿地プロジェクト補助金に係る変更承認申請について、下記のとおり承認したので  
通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 既交付決定額 円
- 3 変更後交付決定額 円
- 4 変更内容及び理由 変更承認申請書のとおり
- 5 変更承認の理由

年 月 日

新潟市長

（申請者）

団体等住所

〒

団体等名称

代表者

（役職）

連絡先

新潟市湿地プロジェクト補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、新潟市湿地プロジェクト補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由及び内容

2 中止期間（一定期間の中止の場合のみ記載）又は廃止日

別記様式第6号（第10条関係）

新 第 号  
年 月 日

（申請者）様

新潟市長 印

新潟市湿地プロジェクト補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定をした新潟市  
湿地プロジェクト補助金に係る中止（廃止）承認申請について、下記のとおり承認  
したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）理由及び内容 中止（廃止）承認申請書のとおり
- 3 中止（廃止）承認の理由

年 月 日

新潟市長

(申請者)

団体等住所

〒

団体等名称

代表者

(役職)

連絡先

新潟市湿地プロジェクト補助金実績報告書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、新潟市湿地プロジェクト補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の交付決定額及び補助金の額

交付決定額		円
総事業費	税抜き	円
補助対象経費	税抜き	円
補助金の額		円

3 補助事業の完了年月日 年 月 日

4 情報の公表方法及び時期

5 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 経費を支払ったことを証明する書類（領収書等）の原本又は写し
- (4) その他事業実績を証明する書類（写真、チラシ等）

別記様式第8号（第13条関係）

新 第 号  
年 月 日

（申請者）様

新潟市長 印

新潟市湿地プロジェクト補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました事業について、下記のとおり確定したので、新潟市湿地プロジェクト補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付済額
- 4 確定額

別記様式第9号（第14条関係）

新 第 号  
年 月 日

（申請者）様

新潟市長 印

新潟市湿地プロジェクト補助金交付決定取消通知書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定をした事業について、下記のとおり交付決定の取消しをしたので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付決定取消額
- 4 取消理由

別記様式第10号（第15条関係）

新 第 号  
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

新潟市湿地プロジェクト補助金返還命令書

年 月 日付新 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）補助金については、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 返還額
- 3 返還期限
- 4 返還理由